

競争入札等にかかる建設業者等の入札参加資格停止について

このたび、下記のとおり守山市入札参加資格停止基準に基づき入札参加資格停止措置を講じることに決定しましたのでお知らせします。

記

1 入札参加資格停止措置業者

(1) 株式会社魚国総本社

大阪府大阪市中心区道修町一丁目 6 番19号

(2) 葉隠勇進株式会社

東京都港区芝四丁目13-3 PM0田町東10F

2 入札参加資格停止措置期間

業者名	停止期間	停止月数
(株)魚国総本社	令和 6 年 6 月27日から令和 6 年 8 月26日まで	2 月間
葉隠勇進(株)	令和 6 年 6 月27日から令和 6 年 7 月26日まで	1 月間

葉隠勇進(株)については、課徴金減免制度の適用を受けているため、守山市建設工事等入札参加資格停止基準第 6 条第 5 項の規定により、停止期間を別表の 2 分の 1 の期間とする。

3 入札参加資格停止理由

名古屋市が発注する中学校スクールランチ調理等業務の入札で談合を行ったとして、令和 6 年 5 月 22 日付けで公正取引委員会より排除措置命令および課徴金納付命令を受けたため。

4 根拠基準

守山市建設工事等入札参加資格停止基準第 3 条

別表第 2 第 7 項第 2 号エに該当（独占禁止法違反行為）

「近畿府県等以外の他の公共機関等が発注した工事等に関し、公正取引委員会から排除措置命令または課徴金納付命令を受けたとき。」

同基準第 6 条第 5 項（入札参加資格停止期間の特例）

「市長は、別表第2第7項の措置要件に該当した場合において課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときの当該業者の入札参加資格停止の期間は、当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の2分の1の期間とする。」